

平成 28 年熊本地震に関する要望書

平成 29 年 7 月

熊本連携中枢都市圏

平成 28 年熊本地震に関する要望

国におかれましては、昨年 4 月の平成 28 年熊本地震の発生以降、被災者への支援をはじめ、激甚災害の指定、補正予算編成など機動的かつ迅速なご対応及び多大なるご支援をいただきまして、深く感謝の意を表します。

さて、熊本連携中枢都市圏域は、熊本県の中央部に位置し、圏域面積は県全体の約 35%、圏域人口は 110 万人超と県人口の 60%超を占めております。

今回の地震の被災地は、本連携中枢都市圏域とほぼ一致していたため、圏域の各地が大きな被害を受けました。現在、未曾有の震災を乗り越えるため、各自治体においても懸命に復旧・復興に取り組んでいるところですが、この歩みを確実に進めていくためには、中長期的な財政支援をはじめとした多大なる国の支援が必要です。

この圏域の市町村が連携して、県全体の復興を牽引していくため、国におかれましては、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、引き続き柔軟かつ万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

平成 29 年 7 月

熊本市長	大	西	一	史	宇土市長	元	松	茂	樹
宇城市長	守	田	憲	史	阿蘇市長	佐	藤	義	興
合志市長	荒	木	義	行	美里町長	上	田	泰	弘
玉東町長	前	田	移	津行	大津町長	家	入		勲
菊陽町長	後	藤	三	雄	高森町長	草	村	大	成
西原村長	日	置	和	彦	南阿蘇村長	吉	良	清	一
御船町長	藤	木	正	幸	嘉島町長	荒	木	泰	臣
益城町長	西	村	博	則	甲佐町長	奥	名	克	美
山都町長	梅	田		穰					

目 次

- 1 被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実等・・・・・・・・・・ P 3
【内閣府】
- 2 罹災証明制度に対する住家被害認定調査の簡素化等・・・・・・・・・・ P 5
【内閣府】
- 3 全国統一的な被災者支援システムの導入・・・・・・・・・・ P 6
【内閣府・総務省】
- 4 広域災害時における人材確保・・・・・・・・・・ P 9
【総務省】
- 5 公共施設の早期復旧支援等・・・・・・・・・・ P 11
【総務省・文部科学省】
- 6 被災者の福祉サービスに対する財政負担の緩和・・・・・・・・・・ P 17
【厚生労働省】
- 7 被災した文化財の災害復旧・・・・・・・・・・ P 21
【文部科学省】
- 8 被災児童等への支援・・・・・・・・・・ P 23
【文部科学省】
- 9 商店街の復旧・復興に対する支援の継続等・・・・・・・・・・ P 25
【経済産業省】
- 10 漁場環境悪化対策及び地域防災拠点としての共同利用施設
の利活用の促進に対する支援・・・・・・・・・・ P 27
【内閣府・農林水産省】
- 11 被災公営住宅等への支援・・・・・・・・・・ P 31
【国土交通省】
- 12 宅地耐震化推進事業の予算の確保・・・・・・・・・・ P 33
【総務省・国土交通省】
- 13 土砂災害防止に向けた砂防事業の早期実施・・・・・・・・・・ P 34
【国土交通省】
- 14 国道 57 号、J R 豊肥本線及び南阿蘇鉄道等の早期復旧・・・・・・・・ P 35
【国土交通省】
- 15 熊本連携中枢都市圏の主要幹線道路の整備促進・・・・・・・・・・ P 37
【国土交通省】

内閣府

1 被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実等

【内閣府】

平成 28 年熊本地震では、観測史上初となる 2 回の震度 7 の地震や過去に例を見ない余震の継続により、多数の住宅被害が発生するとともに、宅地にも甚大な被害が生じております。

つきましては、迅速な被災者の生活再建と被災自治体の財政負担軽減のため、次のとおり要望いたします。

○被災者生活再建支援制度の拡充

現行の被災者生活再建支援制度では、半壊（解体世帯を除く）や一部損壊の住家被害及び宅地被害に関しては復旧に相当の費用を要するものの、支援の対象外となっており、迅速な住宅再建の大きな障害となっている状況です。

つきましては、被災者生活再建支援制度を以下のとおり改正していただきたい。

- ・ 半壊世帯も 50 万円の基礎支援金支給対象とすること
- ・ 一部損壊世帯も支援金の支給対象とすること
- ・ 住宅を建設・購入した場合等の加算金支給とは別に、宅地の復旧加算金（100 万円）を創設すること

○災害援護資金貸付制度の償還に対する制度改正

低所得者層に対する公的な融資制度として「災害援護資金貸付制度」がありますが、その償還について、償還期間最終年度で未回収の分は被災自治体が負担せざるを得ない実情があります。

つきましては、災害援護資金貸付制度の国への償還を、借受人の困窮状態等に応じて、減免や償還期間を延長する等、貸付金の回収状況を考慮した対応をしていただきたい。

【被災者生活再建支援制度：支給対象及び支給額】

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ① + ②
複数 世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身 世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

【災害援護資金貸付制度：平成 28 年熊本地震の貸付実績】

(※熊本連携中枢都市圏の総計 H29.3 末現在)

申請件数	決定件数	決定金額
747 件	693 件	1,216,591 千円

※原則 H29.3 末で受付終了（病気等やむを得ない理由がある場合を除く）

2 罹災証明制度に対する住家被害認定調査の簡素化等

【内閣府】

被災者の生活再建に必要な不可欠である罹災証明書を迅速に発行するためには、その前段である住家被害認定調査を早期に終わらせることが必要です。

つきましては、次のとおり要望いたします。

○住家被害認定調査の指針の簡素化

住家被害認定調査は、「災害に対する住家の被害認定基準運用指針」により詳細な調査方法が定められており、その指針に沿って調査を実施してきましたが、専門的な資格や経験のない職員にとっては、多大な負担となり、多くの調査時間、調査人員が必要となりました。

つきましては、被災者支援の迅速化に結びつけるために、被害認定基準運用指針のさらなる簡素化を検討していただきたい。

○住家被害認定調査に係る各種経費に対する財政支援の制度化

住家被害認定調査の判定結果に不服のある方に対して実施する 2 次調査や再調査においては、申請者の納得を得るためにも専門知識を持つ建築士等が同行し、説明を行うことが必要不可欠です。

つきましては、住家被害認定調査を迅速に進めていくために、本調査に対する経費を災害救助法の求償対象とする等、恒久的な財政支援の制度化を検討していただきたい。

【住家被害認定調査の概要】（※熊本連携中枢都市圏の総計 H29.3 末現在）

●調査実施件数

一次調査	二次調査	再調査
192, 171 件	55, 152 件	5, 745 件

●罹災証明書交付件数

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
12, 383 件	12, 182 件	52, 808 件	115, 027 件

3 全国統一的な被災者支援システムの導入

【内閣府・総務省】

今回のような大規模災害時には、効率的な被災者支援を行うために被災家屋調査や罹災証明書の発行、被災者の情報管理（被災者台帳の整備）に活用する総合的なシステムが必要不可欠です。

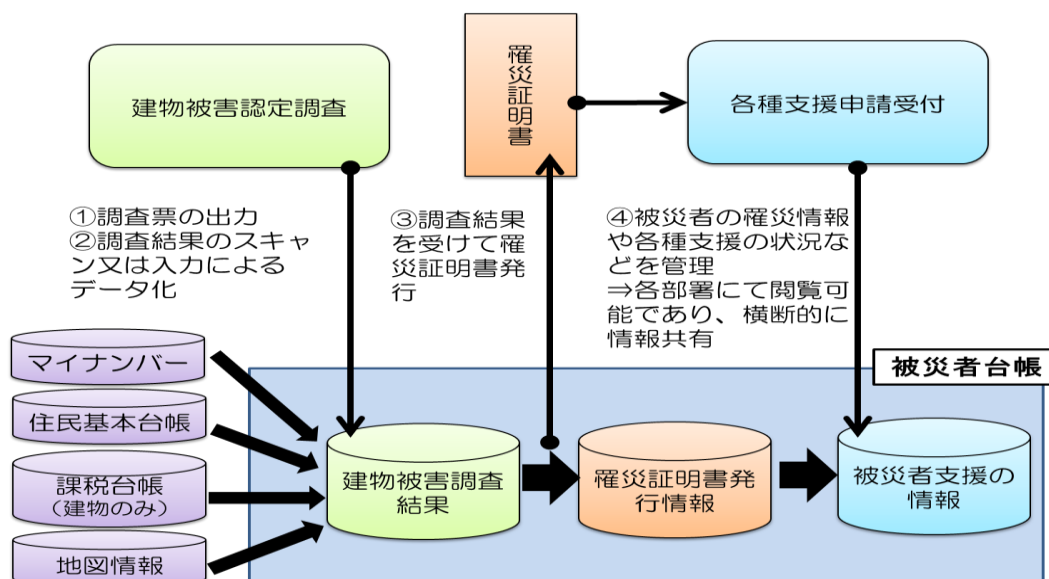
つきましては、今後の大規模災害発生時における被災自治体の迅速な支援活動及び被災者の早期の生活再建を図るため、次のとおり要望いたします。

○全国統一的な被災者支援システムの導入

自治体単独でシステムを導入・維持することは財政面から困難であるとともに、広域的災害時には、各自治体間で家屋調査などの公平性を確保するためには、統一的な対応が必要となります。また、全国統一的なシステムであれば、他都市からの応援職員も効率的に災害対応を行えるという大きな効果があります。

つきましては、国において、全国統一的な被災者支援システムを導入していただきたい。

【被災者支援システムの統一：システムのイメージ】



総務省

4 広域災害時における人材確保

【総務省】

熊本連携中枢都市圏ビジョンにおいて、「災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る」こととしております。

被災自治体においては、被害調査やインフラの復旧業務などにあたる人員の確保のため、全国の自治体へ職員の派遣要請を行っておりますが、必要とする人材の確保に大変苦慮してきたところです。

つきましては、職員の不足は住民サービスの低下を招くことから、広域災害時における人材確保について次のとおり要望いたします。

○大規模災害時における自治体間協力体制の構築

広域の大規模災害を想定して、国内の自治体や民間から災害派遣できる人材（事務・技術）を事前に登録し、必要としている自治体へ円滑に人的支援ができるような、支援窓口の一本化などの体制を整備していただきたい。

○災害対応応援職員に関する経費への財政支援の拡充

現在、中長期派遣職員の人件費等については、8割を特別交付税により措置されておりますが、復旧・復興の事業費が増大するなか、被災自治体の財政負担も増大しております。

つきましては、被災自治体負担の軽減の観点から東日本大震災と同様に、中長期派遣職員にかかる人件費等について、全額を地方交付税などによる財政支援をしていただきたい。

- 災害対応応援職員に関する経費（自治体負担分の人件費）： 979,384千円
（※熊本連携中枢都市圏の総計 H29.3 末現在）

○中長期派遣職員未確保に対する代替措置への財政支援

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興事業に携わる人員の確保は、行財政改革に伴う職員削減及び東日本への支援も継続される中、大変難しい状況となっております。

つきましては、中長期派遣職員の充足について国の強力な支援を求めるとともに、被災した自治体が行う復旧・復興事業に携わる任期付職員の採用や民間コンサルタント等への委託を行った場合の経費についても、特別交付税などによる財政支援をしていただきたい。

- 他自治体からの災害対応応援職員の受入数（延べ人数）：110,865 人
（※熊本連携中枢都市圏の総計 H29.3 末現在）

5 公共施設の早期復旧支援等

【総務省・文部科学省】

平成 28 年熊本地震では、住民サービスの維持に欠かせない庁舎をはじめ、公共施設も多数被害を受けており、安全安心な環境のもとで住民サービスを提供するためにも早急な復旧に取り組んでおります。

熊本連携中枢都市圏構想においては、公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていくこととしておりましたが、公共施設等の復旧費用の財政負担は大きく、このままでは、公共施設の共同利用等の推進も停滞することが懸念されます。

つきましては、住民サービスの維持に欠かせない公共施設の復興のため、次のとおり要望いたします。

○学校施設等の避難所としての機能強化に対する補助対象の拡大等

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所として、重要な役割を果たすことから、その安全性・機能性の確保は不可欠であります。

つきましては、多目的トイレ、空調設備及び中水道設備の整備等、避難者の保健衛生の確保のための環境整備も含めた復旧や建替え及び建替えに伴う解体についても、補助対象の拡大や補助率のかさ上げをしていただきたい。

○被災校舎の建替えに対する補助要件の緩和

災害復旧で校舎の建替えを行う場合、同一敷地内に仮設校舎を設置する費用は認められていますが、統廃合により使用していない旧校舎を仮設校舎として使用する場合は、その費用に対する補助は認められておりません。

つきましては、旧校舎を仮設校舎として使用する際の費用も適用となるように補助要件を緩和していただきたい。

【小中学校の被害件数及び被害額（昨年度の経費）】

（※熊本連携中枢都市圏の総計 H29.3 末現在）

	被害件数	被害額（昨年度の経費）
小学校	74 校	2,738,330 千円
中学校	72 校	1,903,230 千円

○社会教育施設の災害復旧に関する国庫補助拡充

社会教育施設は、住民生活に欠かせない文化・スポーツ活動や交流の場であるとともに、地域住民の拠り所として不可欠な施設であります。平成 28 年熊本地震で甚大な被害を受け、多くの施設が使用を制限され、復旧には多額の費用を要しております。

つきましては、社会教育施設の早期かつ安全な使用再開のために、災害復旧費について国庫補助率のかさ上げをしていただきたい。

また、これらの施設は、非常時には避難所としての機能も担うことから、現行制度上補助対象となっていない被害状況調査、必要な耐震・免震工事等の改良費用、解体を含めた建替費用、多目的トイレや空調設備の設置費用など、防災機能の充実のための事業を補助対象にしていきたい。

併せて、博物館や収蔵品については災害復旧の補助の対象となっておりますが、復旧に相当の時間を要するため、「原則 1 年以内」となっている事業期間を、「原則 3 年以内」に拡大していただきたい。

○社会教育施設・社会体育施設の災害復旧に対する国庫補助対象の要件緩和

社会教育施設及び社会体育施設への補助について、現行制度では「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」で定める特定地方公共団体の基準に満たない場合は、当該施設に対する災害復旧補助制度が適用されず、自治体にとっては大きな財政負担となっております。

つきましては、早期復興が出来るように、特定地方公共団体を定めるための基準を緩和していただき、財政力の差に関わり無く災害復旧制度の対象を拡大していただきたい。

【社会教育施設：被害件数及び被害額（昨年度の経費）】

（※熊本連携中枢都市圏の総計 H29.3 末現在）

	被害件数	被害額（昨年度の経費）
社会教育施設	193 件	9,381,296 千円

【社会教育施設：被害の例（合志市の社会教育施設「ヴィーヴル」）】

●メインアリーナ



●歴史資料室



○消防防災施設の災害復旧に対する財政支援

消防防災施設は、災害時には地域防災の拠点として非常に重要な役割を果たしていますが、今回の被災により、未だ復旧出来ていない防災施設があり、活動の停滞が懸念されています。

つきましては、消防庁舎等の改修（修繕）費用についての継続した財政措置をしていただきたい。

【消防防災施設：消防庁舎等の被害件数及び被害額（昨年度の経費）】

（※熊本連携中枢都市圏の総計 H29.3 末現在）

	被害件数	被害額（昨年度の経費）
消防防災施設	113 件	54,266 千円

○新規防災施設に対する助成

住民の安全安心を確保するために防災センター等を新設する際には、防災機能に特化した施設ではなく、平常時は住民の交流の場として活用できるような複合施設を設置することにより、災害時に重要である「地域のネットワークの強化」に繋がります。

つきましては、このような防災施設と交流の場を兼ね備えた複合施設の設置に対し、国庫補助をしていただきたい。

○新庁舎建設に伴う一般単独災害復旧事業債の復旧面積基準の算定基礎となる職員数の見直し

被災した庁舎の建替えの財源として、一般単独災害復旧事業債を活用できますが、復旧面積基準（上限）の算定基礎となる本庁舎に配置している職員数については、「被災した時点」の人数となっています。

今後の長期にわたる復旧・復興業務等に対応するため、職員数の定員を見直す中で、現在の基準では、実情に即した建替えが困難です。

つきましては、復旧面積基準の算定基礎となる職員数を「新庁舎建設の基本計画等で示す本庁舎の配置職員数」としていただきたい。

厚生労働省

6 被災者の福祉サービスに対する財政負担の緩和

【厚生労働省】

平成 28 年熊本地震の被災自治体では、被災した介護保険第一号被保険者の経済的な負担軽減を図るため、介護保険料の減免を行ってまいりました。

平成 28 年度は、減免額の全額を財政調整交付金による財政支援で賄っていましたが、今年度は、国からの財源措置交付率が自治体の保険料などの状況によって異なり、減免額の一部を、各自治体がそれぞれ負担することとなっております。

更に、一時避難による環境の変化や余震への不安から、身体状況が悪化し、要介護認定者は増加しており、介護保険における財政は厳しいものとなっております。介護保険の財政悪化は次期計画の保険料に反映せざるえないため、被保険者の負担増は避けられない状況にあります。

つきましては、各自治体において減免した介護保険料の取扱いについて次のとおり要望いたします。

○介護保険料減免に対する財源補てん

平成 29 年度においても平成 28 年度同様、災害による介護保険料減免額の全額の財政支援をしていただきたい。

○介護保険の被保険者の保険料及び利用料の減免措置延長に対する財政支援

国の基準では、「平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に第一号保険料の減免を行った場合において、各市町村の同時期における減免額が、同時期における第一号保険料の賦課総額の 3%以上となる場合、特別調整交付金による財政支援を行う」とされております。

しかし、この基準により、減免額が大きいにも関わらず、財政支援を受けられない市町村が生じてしまいます。（熊本連携中枢都市圏域内においては、合志市、高森町、山都町が財政措置非該当）

つきましては、各市町村が延長する減免措置に対しての財政支援について、国の基準の「減免額割合 3%以上」を撤廃し、減免措置した分については全額財政支援をしていただきたい。

【介護保険料及び利用料の減免措置に対する国の財政措置の交付率（H29. 2. 4 時点）】

	保険料		利用料	
	総額に占める割合	国の財源措置 交付率	総額に占める割合	国の財源措置 交付率
熊本市	9.31%	8/10	15.83%	9/10
宇土市	7.56%	8/10	8.38%	8/10
宇城市	8.85%	8/10	10.20%	8/10
阿蘇市	6.21%	8/10	7.56%	8/10
合志市	2.67%	なし	2.44%	なし
美里町	3.82%	8/10	3.13%	8/10
玉東町	4.07%	8/10	9.91%	8/10
大津町	13.07%	8/10	20.80%	9/10
菊陽町	4.57%	8/10	7.38%	8/10
高森町	0.08%	なし	0.14%	なし
西原村	42.20%	10/10	60.12%	10/10
南阿蘇村	20.30%	9/10	21.10%	9/10
御船町	24.62%	9/10	37.99%	10/10
嘉島町	21.73%	9/10	24.16%	9/10
益城町	45.55%	10/10	44.76%	10/10
甲佐町	16.68%	9/10	22.15%	9/10
山都町	1.38%	なし	1.49%	なし

※保険料の総額に占める割合は、保険料の総額（平成 27 年度年報報告）に占める減免額（災害臨時特例補助金の申請額）の割合。

文部科学省

7 被災した文化財の災害復旧

【文部科学省】

平成 28 年熊本地震により、熊本城、阿蘇神社や通潤橋など、多数の文化財が被害を受けました。

これらの文化財の復旧は、地域の震災復興の象徴として、今後の復興に向けた取り組みを進めていくうえで住民の心の支えとなる重要なものです。

しかしながら、文化財の復旧には、長きに亘る歳月と莫大な費用を要するほか、高い専門知識・技術を要することから、被災自治体のみで復旧を進めていくことは非常に困難な状況にあります。

つきましては、被災した文化財の災害復旧について、次のとおり要望いたします。

○被災した文化財の復旧に向けた特別な支援

崩壊・倒壊している文化財建造物などの復旧には、高い専門知識と技術並びにマンパワーが必要です。

つきましては、国・被災地自治体及び専門家を含めた復旧チームなどの組織構築と現地への常駐・派遣、復旧技術者・従事者の確保など国による強力な人的支援や技術的支援をしていただきたい。

また、多大な経費を要するため、国指定文化財や国登録文化財に対する継続的な財政的支援及び助成制度の拡充や、県・市町村指定文化財を対象とする助成制度の創設をしていただきたい。

【文化財の被災の件数】（※熊本連携中枢都市圏の総計 H29. 3 末現在）

国指定	県指定	市町村指定
36 件	27 件	135 件

【被災した文化財の例】



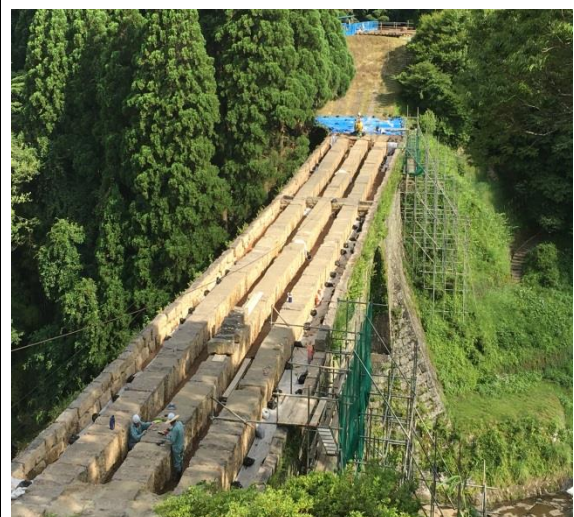
【熊本市】熊本城飯田丸五階櫓



【宇土市】船場橋（市指定）



【阿蘇市】阿蘇神社拝殿（国指定）



【山都町】通潤橋（国指定）

8 被災児童等への支援

【文部科学省】

平成 28 年熊本地震発生後、これまで、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を行っておりますが、毎回、新たにカウンセリングが必要となる児童生徒が確認されている状況です。このように、地震は多くの子どもたちの心に大きな影響を与えており、その影響による心の不安は、時間をおいても現れると考えられます。

現在、震災に伴い全額国庫補助で実施しているスクールカウンセラーの派遣事業については、被災児童生徒の心のケアのために非常に有効な手段であると実感しております。一方で、過去、同様に被災した他の自治体では、数年間にわたり児童生徒の心のケアを続けている状況にあります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

○児童生徒の心のケアに対する支援

今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を長期的に継続し、児童生徒の心の安定を図る必要があります。

つきましては、被災児童生徒の心のケアのため、全額国庫補助による長期的な財政支援をしていただきたい。

- 熊本地震のケアとしてカウンセリングを行った児童数：2,787 人
(※熊本連携中枢都市圏域の平成 28 年度実績の総計)

経済産業省

9 商店街の復旧・復興に対する支援の継続等

【経済産業省】

平成 28 年熊本地震では、被災した多くの企業が休業を余儀なくされ、圏域の主力産業である農林水産業、観光産業のみならず、製造業、商業・サービス業などにおいても甚大な被害が生じました。

被災した地域商店街では、共同施設などの復旧が進んでいるものの、通行量の減少傾向が続き、多くの商店街は、未だ完全な復興には至っておりません。

つきましては、圏域の経済が力強く復旧・復興に向けて進んでいくことができるよう、次のとおり要望いたします。

○商店街震災復旧等事業（商店街賑わい創出事業）の継続

被災した地域商店街の通行量や売上げの増加を図り、平成 28 年熊本地震前の賑わいを回復させるために、平成 29 年度においても平成 28 年度と同様に「商店街賑わい創出事業」を実施していただきたい。

【通行量の年度別比較（熊本連携中枢都市圏域内の一例）】

市町村	平成 28 年度		平成 27 年度
		対前年比増減率	
熊本市	34,764 人	△22.46%	44,832 人
大津町	11,800 人	△30.47%	16,970 人

※熊本市は 2 日間にわたる、地域商店街内の調査。

大津町は 1 週間にわたる、駅南口利用者数の調査。

農林水産省

10 漁場環境悪化対策及び地域防災拠点としての共同利用施設の利活用の促進に対する支援

【内閣府・農林水産省】

熊本連携中枢都市圏域は、温暖な気候に加え、火山灰の肥沃な土壌を生かした野菜、果樹など園芸栽培が盛んであるほか、白川等の一級河川や豊富な地下水にも恵まれ、その地下水を利用した多様な農作物を生産して、第1次産業が多様な姿で展開されています。

しかしながら、平成28年熊本地震に加え、豪雨により農地や漁港、関連施設が大きな被害を受け、圏域の主要産業である農林水産業に多大な損害が生じるとともに、熊本地震に起因する流木や土砂が有明海に大量に流れ込むなどの漁場への被害が発生しました。

つきましては、圏域の農林水産業が復旧・復興に向けて進んでいくために、次のとおり要望いたします。

○河川からの流入土砂、流木などによる漁場環境悪化対策の推進

白川などの上流域において土砂崩れなどが続いており、今後も梅雨時期のまとまった降雨により漁場へ土砂流木などが流入し、漁場環境の悪化が懸念されています。

つきましては、平成28年度に引き続き、底質改善や作れいを継続して実施するとともに、災害復旧事業の予算確保をしていただきたい。

さらに、災害発生時の早急な漁場環境復旧と将来にわたる漁場環境保全のため、国交付金のみによる水産多面的機能発揮対策事業の実施と事業実施期間の延長を求めるとともに、抜本的な泥質除去事業の展開を検討していただきたい。

【河川から流入した流木などの漂着・漂流状況】(H28. 6. 21 熊本市内にて撮影)



水産振興センター付近海岸



四番漁港港内 泊地

○地域防災拠点としての共同利用施設の利活用の促進

地域農業の拠点である共同利用施設が農業利用に限定されることなく、地域住民の生命を守る防災の拠点施設として有効活用されるよう、共同利用施設を対象に津波対策や生活用水確保のための井戸の設置などの施設の改修整備をする場合には、関係省庁と連携して支援をしていただきたい。

【共同利用施設の改修・整備及び施設の一例】

- ・沿岸地域の津波対策として、屋根部分を避難スペースへ改修
- ・防災備品や救援物資などを保管するための倉庫の整備
- ・生活用水確保のための井戸の設置

等



JA 野菜集出荷施設（熊本県阿蘇市）



給水車による給水状況

国土交通省

11 被災公営住宅等への支援

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震により、市町村営住宅のうち、公営住宅、改良住宅、単独住宅が大きな被害を受けており、居住者の安全な生活を取り戻すためには、早急な復旧工事が必要です。

また、被災者の恒久的な住まいの確保は、生活再建の基礎となるものであることを踏まえ、災害公営住宅についても早期に整備を進める必要があります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

○被災公営住宅などの災害復旧費に対する支援の継続

平成 28 年度補正予算により、被災公営住宅などの災害復旧事業の補助率のかさ上げとともに、必要な予算を確保していただいたところですが、今年度以降も事業の推進に必要な予算の確保と地方負担の軽減を継続していただきたい。

○災害公営住宅の建設に必要な支援の継続

平成 28 年度分の災害公営住宅建設については、国より既にご支援を頂いているところですが、意向調査を行った結果、当初の想定より多い公営住宅への入居希望があった自治体もあり、建設戸数を増やす必要があります。

つきましては、住まいの確保が円滑に図られるよう引き続き災害公営住宅建設事業に対する財政支援をしていただきたい。

【公営住宅：被災件数及び被害額（平成 28 年度の修繕費）】

（※熊本連携中枢都市圏の総計 H29.3 末現在）

	被害件数	被害額（昨年度の修繕費）
公営住宅	748 件	1,796,009 千円

12 宅地耐震化推進事業の予算の確保

【総務省・国土交通省】

平成 28 年熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化、陥没など多大な宅地被害が発生しております。

このような中、平成 29 年度分の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化対策については、国より既にご支援を頂いているところですが、平成 30 年度以降も、事業を推進し、被災者の一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、宅地復旧が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

○宅地耐震化推進事業に対する必要な予算確保や地方負担の軽減など の中長期的な支援

被災者の一日も早い生活再建のためには、液状化や陥没など、平成 28 年熊本地震の特質に応じた被災宅地の早期復旧が求められています。

つきましては、宅地耐震化推進事業に関して、今後とも事業の推進に必要な予算の確保と地方負担の軽減を継続していただきたい。

●宅地耐震化推進事業の市町村の負担額：635,313 千円

(※熊本連携中枢都市圏域の概算の総計 H29.3 末現在)

13 土砂災害防止に向けた砂防事業の早期実施

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震では、阿蘇地域を中心に山腹崩壊が広範囲に発生しており、大規模な崩落が発生している地域においては、交通インフラの寸断による経済活動への影響だけでなく、降雨による土石流の発生に対する懸念など、住民の生活再建に向けた取り組みに遅れをもたらす要因のひとつとなっています。災害による住環境への不安は、人口流出など圏域内の住民生活の機能低下につながります。

つきましては、二次災害防止による安全安心な居住環境への回復を図るため、次のとおり要望いたします。

○土砂災害防止に向けた砂防事業の早期実施

白川等の上流部の溪流では、広範囲に地震による山腹崩壊が発生しており、脆弱な火山地質のため地盤は緩み、土砂や倒木が堆積するなど土砂災害の危険性が非常に高まっています。

つきましては、白川水系下流地域での洪水リスクも高まっていることから、国直轄による砂防施設などの早期整備をしていただきたい。

【土砂災害の状況（熊本県阿蘇市及び南阿蘇村内にて撮影）】



一級河川白川沿線



一級河川白川水系黒川へ流れ込む恐れのある山腹

14 国道 57 号、J R 豊肥本線及び南阿蘇鉄道等の早期復旧

【国土交通省】

九州の中央部を東西に横断している国道 57 号は、熊本連携中枢都市圏を構成する市町村においても、経済・生活の面から大変重要な道路であります。

当該国道は、平成 28 年熊本地震により一部区間に甚大な被害を受けたため、山間部を通る迂回道路の使用を余儀なくされておりますが、交通量の増加による事故や渋滞も頻発し、1 年以上が経過した現在でも熊本～大分間の交通機能が著しく低下している状況です。

また、国道 57 号と並行して走る J R 豊肥本線や南阿蘇鉄道においても国道と同様に被災し、不通区間においてバスによる代替輸送が行われているものの、十分な便数が確保できないことから、通勤通学などの生活利便性が低下しているだけでなく、観光入込の減少など大きな影響が出ています。

つきましては、被災地の生活利便性確保と経済再生に向けた交通インフラの早期復旧について、次のとおり要望いたします。

○国道 57 号の早期全線復旧および迂回ルート of 早期開通

現在不通となっている、国道 57 号の一日も早い復旧及び復旧までの間、大津－阿蘇間の交通の流れをスムーズにするため、現在着工されている迂回ルートを早期開通していただきたい。

○ＪＲ豊肥本線全線の早期復旧

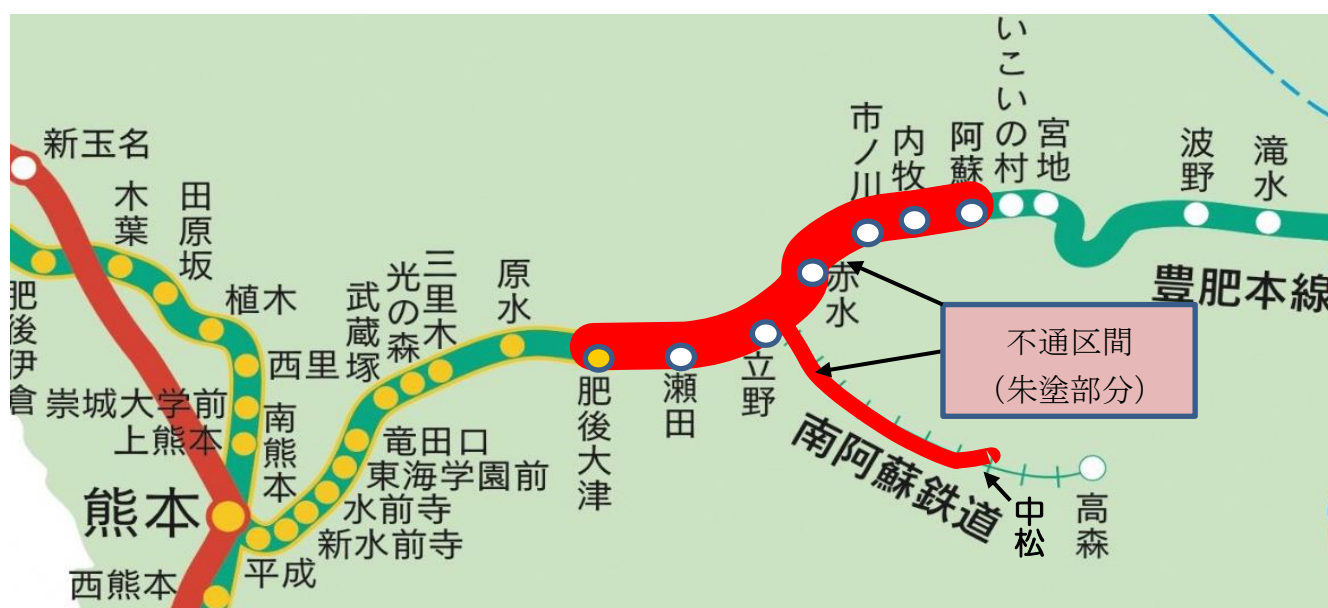
住民が元の生活を取り戻すため、ＪＲ豊肥本線の早期全線復旧に向けての支援とともに、生活者や旅行者の移動手段確保のため、復旧までの代替輸送を実施する事業者についても支援をしていただきたい。

また、沿線の地域の活性化のためには、立野駅の先にある「長陽大橋」が今夏に復旧することに併せ、「肥後大津駅から立野駅」までを復旧させ、南阿蘇地域までのルートを繋げて行くことが大変重要であるため、特に「肥後大津駅から立野駅」間の早期復旧に向けて支援をしていただきたい。

○南阿蘇鉄道の早期全線復旧

南阿蘇鉄道は、沿線地域の日常の交通手段としてはもちろん、国内外からの観光客に人気のトロッコ列車が運行されるなど、観光資源としても大変貴重な路線であり、阿蘇地域ひいては熊本県全体の活性化にとって不可欠なものであるため、全線の早期復旧を支援していただきたい。

【ＪＲ豊肥本線及び南阿蘇鉄道の不通となっている路線図】



15 熊本連携中枢都市圏の主要幹線道路の整備促進

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震により、熊本連携中枢都市圏の物流の要である九州縦貫自動車道が寸断され、圏域の交通に深刻な交通渋滞が発生し、人や物資の輸送、並びに緊急車両等の通行に大きな影響が生じました。

このことから、熊本環状道路や九州縦貫自動車道とのアクセス道路などの熊本連携中枢都市圏の骨格を形成する道路の早期整備は、災害発生時のリダンダンシーの確保や道路機能の強化を図る上で非常に重要であると再認識したところです。

また、これらの道路は、災害時のみならず物流や観光客の誘致、更には地域経済の活性化など、今後、圏域一帯が、地震からの復興を加速させて行くためにも大変重要な道路です。

つきましては、熊本連携中枢都市圏の骨格となる主要幹線道路の早期整備に向け、次のとおり要望いたします。

○熊本連携中枢都市圏の主要幹線道路の整備促進

(国が実施する道路事業について)

- ・ 九州の縦軸・横軸を形成し都市間を連絡する道路である、九州横断自動車道延岡線の早期完成並びに中九州横断道路（熊本市～大津町間）及び有明海沿岸道路（Ⅱ期）の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。
- ・ 国道 3 号の慢性的な渋滞緩和に大きく寄与する、国道 3 号植木バイパス 3 工区の早期完成及び 1 工区の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。
- ・ 熊本都心部への通過交通の軽減など大きな環状効果が期待されている熊本環状道路を構成する、国道 3 号熊本北バイパス全線 4 車線化の早期完成並びに国道 57 号熊本東バイパスの部分立体交差化及び熊本環状連絡道路の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。

(市町村が実施する道路事業について)

- ・ 道路等社会資本整備に必要な公共事業関係予算を増額するとともに、安定的な財源を確保し、平成 30 年度予算の所用額を確保していただきたい。
- ・ 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成 30 年度以降も現行制度を継続していただきたい。
- ・ 災害に備えた道路機能の強化に向けて、橋梁の耐震化及び長寿命化に必要な予算を確保していただきたい。
- ・ 都市圏内外の広域な交流を支援する放射道路であり、近年、交通量の増加が顕著である国道 387 号（熊本県所管）の 4 車線化について、早期事業化に必要な支援をいただきたい。

【熊本連携中枢都市圏域内 道路ネットワーク図】

